





第5節

多面的機能の発揮と末端農業インフラの保全管理

農村では人口減少や高齢化が進行する中、地域の共同活動や農業生産活動等の継続が困難となり、多面的機能の発揮や末端農業インフラの維持が困難となることが懸念されています。国民の大切な財産である多面的機能が適切に発揮されるよう、末端農業インフラの保全管理等を含む地域の共同活動や農業生産活動の継続等を図っていくことが重要となっています。

本節では、多面的機能の発揮や末端農業インフラの保全管理に関する取組について紹介します。

(1) 多面的機能の発揮の促進

(農業・農村には多面的機能が存在)

国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、癒しや安らぎをもたらす機能等の農村で農業生産活動が行われることにより生まれる様々な機能を「農業・農村の多面的機能」と言います(図表4-5-1)。多面的機能の効果は、農村の住民だけでなく国民の大切な財産であり、これを維持・発揮させるためにも農業生産活動の継続に加えて、共同活動により地域資源の保全を図ることが重要です。

図表4-5-1 農業・農村の多面的機能

洪水防止機能



水田は多くの水を貯める ことができます

土砂崩壊・土壌侵食防止機能



手入れされた農地は 土砂の流出を防ぎます

地下水涵養機能



水田の水は土中に浸透し、地下水として蓄えられます

生物多様性保全機能



農村の多様な環境が いろいろな生き物を育みます

良好な景観の形成機能



農業の営みが美しい 風景を作り出します

文化の伝承機能



農村は多くの伝統文化 を受け継いでいます

資料:農林水産省作成

注:農業・農村の多面的機能には、このほか、癒しや安らぎをもたらす機能、有機性廃棄物を分解する機能、地域社会を振興する機能、 体験学習と教育の場としての機能等がある。 農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、日本型直接支払制度が実施されています。

同制度は、多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度¹、環境保全型農業直接支払制度²の三つから構成されています。

(多面的機能支払制度の認定農用地は前年度に比べ増加)

農業・農村の多面的機能の適切な発揮と、担い手の育成等構造改革の後押しを目的とする多面的機能支払制度は、水路の草刈りや泥上げといった多面的機能を支える共同活動を支援する「農地維持支払」と、農村環境保全活動や施設の長寿命化といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援する「資源向上支払」の二つから構成されています。

近年、同制度の認定農用地面積は微増傾向で推移しており、令和4(2022)年度は前年度に比べ1万ha増加し232万haとなりました(図表4-5-2)。また、全国の農用地面積³のうち同制度を活用している面積の割合は56.1%となりました。一方、多面的機能支払制度の活動組織数は前年度に比べ291組織減少し2万5,967組織となりました。

図表4-5-2 多面的機能支払制度の認定農用 地面積とカバー率



資料:農林水産省作成

注:1) 各年度末時点の数値

2) 多面的機能支払のカバー率とは、各年度の農用地面積に 対する認定農用地面積の割合



多面的機能支払制度の概要

URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html

(地域資源の保全管理への参加者が減少)

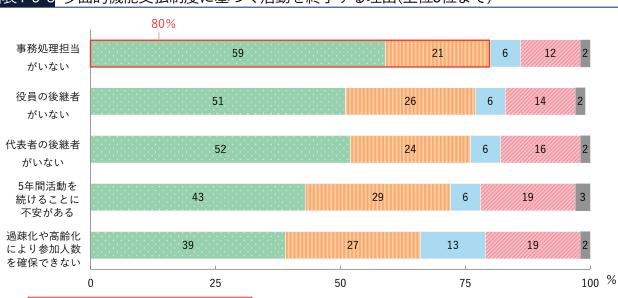
これまで農地周辺の水路等を始めとした地域資源の保全管理については、小規模経営体を含む多数の農業者等の共同活動により行われてきましたが、社会構造の変化に伴う少数の大規模経営体への農業生産活動の集中等により、地域資源の保全活動への参加者が減少しています。また、人口減少・高齢化が進む中、共同活動の中核的役割を果たす者や事務処理を担当する者といった人材の確保が困難となるおそれがあります。

令和2(2020)年度の調査によると、多面的機能支払制度に基づく活動を終了する理由として、「事務処理担当がいない」が80%で最も多くなっています(**図表4-5-3**)。小規模な活動組織では、活動参加者の減少により、活動を継続できなくなることが懸念されています。

¹ 第4章第6節を参照

² 第2章第1節を参照

^{3 「}令和3年の農用地区域内の農地面積」に「農用地区域内の採草放牧地面積」を加えた面積



図表4-5-3 多面的機能支払制度に基づく活動を終了する理由(上位5位まで)

資料:農林水産省作成

注:1) 令和3(2021)年3月時点の数値

2) 活動を終了した組織に対する調査で、回答数は1,302組織

一方、多面的機能支払制度の活動組織に おいては、農業者のほか、自治会、女性会、 子供会等の非農業者も多数参画しています (図表4-5-4)。

■ 当てはまる ■ どちらかといえば当てはまる

また、活動組織における非農業者の構成 員割合については上昇傾向にあったものの、 令和4(2022)年度は前年度に比べ0.4ポイン ト低下し34.6%となっています(図表 4-5-5)。

このほか、広域化組織¹のカバー率については近年上昇傾向で推移しており、令和4(2022)年度は前年度に比べ1.3ポイント上昇し48.0%となっています(**図表4-5-6**)。

図表4-5-4 多面的機能支払制度の活動組織に おける各団体の参画割合

■どちらかといえば当てはままらない ≥当てはまらない ■無回答



資料:農林水産省「多面的機能支払交付金の中間評価」(令和 4(2022)年10月公表)を基に作成

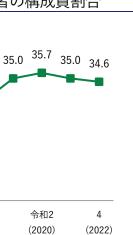
¹ 広域活動組織又は、面積規模が200ha(北海道は3,000ha)以上となる組織

図表4-5-5 多面的機能支払制度の活動組織に おける非農業者の構成員割合

33.1 32.3

30

(2018)



資料:農林水産省作成 注:各年度末時点の数値

28

(2016)

平成26年度

(2014)

40

35

30

25

図表4-5-6 広域化組織のカバー率



注:1) 各年度末時点の数値 2) 農地面積ベースの割合

(2) 末端農業インフラの保全管理

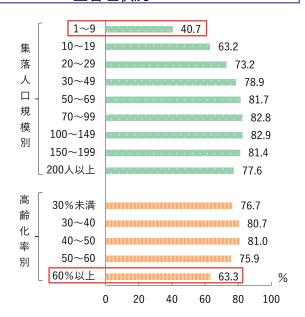
(末端農業インフラの保全管理が課題)

末端の農業インフラは、農業生産の基盤であるだけでなく雨水排水や交通等生活の基盤にもなっており、農業者やその地縁・血縁者を中心とした非農業者を含む地域住民によって、泥上げや草刈りといった共同活動を通じた保全管理が行われてきました。

一方、農業集落の小規模化・高齢化に伴い、 農業用用排水路の保全管理に関する集落活動 は停滞する傾向にあります。特に集落人口9 人以下の集落や高齢化率60%以上の集落で は、その傾向が顕著になっています(図表 4-5-7)。

また、農村人口の減少によって、これまで 集落による共同活動により保全・管理してい た農業用用排水路や農道等の農業インフラ機 能の維持が困難となる問題は、その地域で営 農を継続する農業者の経営に直結するだけで なく、食料の安定供給にも関わるため、食料 安全保障上のリスクとなっています。

図表4-5-7 人口規模・高齢化率別に見た、集 落における農業用用排水路の保 全管理状況



資料:農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測一 西暦2045年における農村構造一」(令和元(2019)年8月公表)を 基に農林水産省作成

(共同活動への非農業者・非農業団体の参画や作業の省力化を推進)

農業集落の小規模化・高齢化、農村人口の減少、農地を所有している不在村者の増加や 代替わりが進行する中、これまでの共同活動が困難となるなどのリスクを踏まえ、他地域 から移住し農業生産活動に取り組みつつ農業以外の事業にも取り組む者、地域資源の保 全・活用や地域コミュニティの維持に資する取組を行う者といった多様な形で農的活動に 関わる者を確保することが必要となっています。また、各地域において保全管理の在り方を明確にしつつ、農業インフラの保全管理コストの低減を図ること等により、その機能を維持していくことも必要です。

農林水産省では、このような地域において、集落間の連携、共同活動への非農業者・非農業団体の参画促進といった継続的な保全管理に向けた取組を推進するほか、最適な土地利用の姿を明確にした上で、開水路の管路化、法面の被覆等による作業の省力化やICTの導入等による作業の効率化等を推進することとしています。

(事例) NPO法人と協働し地域資源の適切な保全管理を推進(新潟県)

新潟県十日町市の池谷入山多面的機能組合では、NPO法人と協働しながら、地域資源を適切に保全管理する取組を推進しています。

同組合は、令和6(2024)年3月時点で農業者20人、非農業者22人、五つの 団体により構成されており、多面的機能支払制度を活用しながら協定面積 17.5haの保全管理を行っています。



山あいの雪深い地域にある池谷・入山地区では、棚田での稲作を中心とした営農が展開されていますが、高齢化に伴う担い手不足により地域資源の適切な保全管理が行われないことが危惧されています。このため、同組合では、平成16(2004)年に発生した新潟県中越地震を契機として、同地区で地域おこし活動に取り組むNPO法人と連携しながら、農道・水路等の泥上げや草刈り、補修・更新、植栽といった地域資源を適切に保全管理する取組を推進しています。

また、地域住民やNPO法人等の多様な関係者と「池谷の3年後を考える会」を開催して集落の課題を整理し、参加者同士が集落の現状と今後の在り方についての検討を行い、これから取り組むべき方向性について理解を深めています。

さらに、棚田オーナーによる田植や草取り、稲刈り体験イベントを開催し、都市住民との交流 を通じて地域の活性化や保全活動の継承に取り組んでいます。

同組合では、今後とも地元住民だけでなく多様な主体の参画を得ながら、持続可能な地域づくりを進めていくこととしています。



NPO法人と連携した植栽活動

資料:池谷入山多面的機能組合



多様な関係者との意見交換

資料:池谷入山多面的機能組合



第6節

中山間地域の農業の振興と都市農業の推進

中山間地域¹は、食料生産の場として重要な役割を担う一方、傾斜地等の条件不利性とともに、人口減少や高齢化、担い手不足、荒廃農地²の発生、鳥獣被害の発生といった厳しい状況に置かれており、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を推進していく必要があります。

一方、都市農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、都市住民の良好な生活環境の保全にも寄与しており、その推進を図ることが必要です。

本節では、中山間地域の農業や都市農業の振興を図る取組、荒廃農地の発生防止・解消 に向けた対応について紹介します。

(1) 中山間地域農業の振興

(中山間地域の農業産出額は全国の約4割)

我が国の人口の約1割、総土地面積の約6割を占める中山間地域は、農業経営体数、農地面積、農業産出額ではいずれも約4割を占めており、我が国の食料生産を担うとともに、国土の保全、水源の涵養、豊かな自然環境の保全や良好な景観の形成といった多面的機能の発揮においても重要な役割を担っています(図表4-6-1)。



中山間地域での 飼料用とうもろこしの生産

資料:農事組合法人ひまわり農場

図表4-6-1 中山間地域の主要指標

	全国	中山間地域	割合
人口(万人)	12,615	1,336	10.6%
農業経営体数(千経営体)	1,076	459	42.7%
農地面積(千ha)	4,372	1,666	38.1%
農業産出額(億円)	89,557	35,856	40.0%
総土地面積(千ha)	37,798	24,124	63.8%

資料:農林水産省作成

- 注:1) 人口は、総務省「令和2年国勢調査」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
 - 2) 農業経営体数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
 - 3) 農地面積は、農林水産省「令和2年耕地及び作付面積統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
 - 4)農業産出額は、農林水産省「令和2年生産農業所得統計」の数値。ただし、中山間地域については農林水産省が推計した数値
 - 5) 総土地面積は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値
 - 6) 農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改定のもの

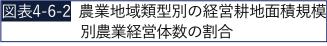
¹ 農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域のこと

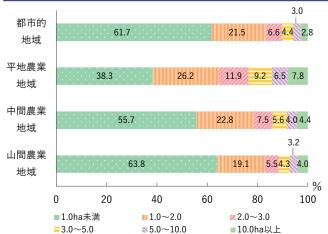
² 第3章第5節を参照

一方、中山間地域には傾斜地が多く存在し、圃場の大区画化や大型農業機械の導入、農 地の集積・集約化等が容易ではないため、規模拡大等による生産性の向上が平地に比べ難 しく、営農条件面で不利な状況にあります。

経営耕地面積規模別の農業経営体数の 割合を見ると、1.0ha未満については、平地 農業地域で約4割であるのに対し、中間農 業地域、山間農業地域では共に約6割とな っています(図表4-6-2)。

また、中山間地域では、このような営農 条件の不利性に加え、人口減少・高齢化に 伴う担い手の不足や鳥獣被害の発生といっ た厳しい条件に置かれており、農業生産活 動を維持するために総合的な施策を講じる 必要があります。





資料:農林水産省「2020年農林業センサス」を基に作成 注:1) 農業地域類型区分は令和5(2023)年3月改定のもの 2) 「経営耕地なし」の農業経営体を除く。

(中山間地域等の特性を活かした複合経営等を推進)

中山間地域を振興していくためには、地形的制約等がある一方、清らかな水、冷涼な気 候等を活かした農作物の生産が可能である点を活かし、需要に応じた市場性のある作物や 現場ニーズに対応した技術の導入を進めるとともに、耕種農業のみならず畜産、林業を含 めた多様な複合経営を推進することで、新たな人材を確保しつつ、小規模農家を始めとし た多様な経営体がそれぞれにふさわしい農業経営を実現する必要があります(図表4-6-3)。

このため、農林水産省では、中山間地域等直接支払制度により生産条件の不利を補正し つつ、中山間地農業ルネッサンス事業等により、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山 村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合 的に支援しています。また、米、野菜、果樹等の作物の栽培や畜産、林業も含めた多様な 経営の組合せにより所得を確保する複合経営を推進するため、農山漁村振興交付金等によ り地域の取組を支援しています。

図表4-6-3 中山間地域における複合経営の取組例

有限会社ウッドベルファーム(長野県上田市)

高原の豊かな自然が広がる中山間地にて減農薬のぶどうや水稲等の 複合経営を実施



資料:有限会社ウッドベルファーム

社会福祉法人小国町社会福祉協議会 サポートセンター 悠愛(熊本県小国町)

山林が主体の農山村にて耕作放棄地を再生し、農福連携による大豆の 栽培や養鶏、レストラン等の複合経営を実施



資料:社会福祉法人小国町社会福祉協議会 サポートセンター悠愛

(中山間地域等直接支払制度の協定数は前年度に比べ増加)

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方公共団体による支援を行う制度として平成12(2000)年度から実施

してきており、平成27(2015)年度からは 「農業の有する多面的機能の発揮の促進に 関する法律」に基づいた措置として実施し ています。

令和2(2020)年度から始まった第5期対策では、人口減少や高齢化による担い手不足、集落機能の弱体化等に対応するため、制度の見直しを行い、新たな人材の確保や集落機能の強化、集落協定の広域化、棚田地域の振興を図る取組等に対して加算措置を設けています。

令和4(2022)年度の同制度の協定数は前年度と比べ141協定増加し2万4千協定となり、協定面積は前年度と比べ4千ha増加し65万6千haとなりました(図表4-6-4)。

図表4-6-4 中山間地域等直接支払制度の協定 数と協定面積



資料:農林水産省作成

注:1) 協定面積は、協定の対象となる農用地の面積

2) 各年度末時点の数値

(中山間地域等直接支払制度の実施により営農を下支え)

令和5(2023)年8月に公表した「中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評価書」によると、集落協定が実施している主な共同活動としては、「鳥獣害対策」を行う集落協定が60.2%で最も多く、次いで「協定農用地以外の農用地の保全活動」が51.9%となっています(図表4-6-5)。

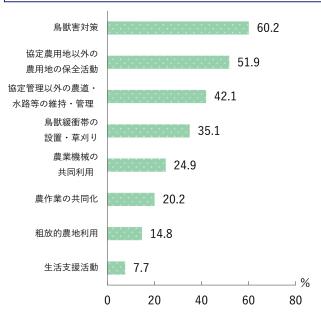
また、集落協定が同制度に取り組んだ効果としては、「水路・農道等の維持、環境の保全」、「荒廃農地の発生防止」と回答した集落協定がそれぞれ8割以上となっています(**図表4-6-6**)。

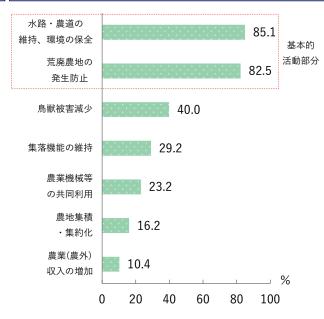
一方、令和元(2019)年度で活動を廃止した集落協定の多くが小規模の協定であり、高齢 化や担い手不足を理由に廃止しています。

さらに、令和6(2024)年度末に活動を廃止する意向を持っている協定における廃止意向の理由については、「高齢化による体力や活動意欲低下」が84.8%で最も多く、次いで「活動の中心となるリーダーの高齢化」が64.0%、「地域農業の担い手がいない」が59.2%となっています(図表4-6-7)。廃止意向がある協定についても、その半数以上が小規模の協定となっています。

図表4-6-5 集落協定が実施している主な共同活 図表4-6-6 中山間地域等直接支払制度の実施 動(上位8位まで)

による効果(上位7位まで)





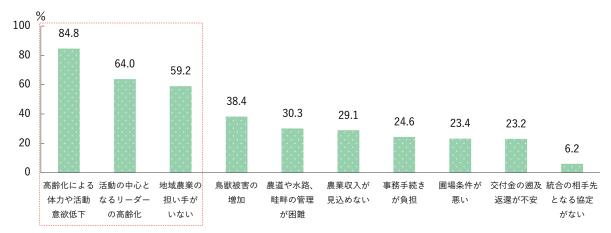
資料:農林水産省「中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評価書」 (令和5(2023)年8月公表)を基に作成

注:令和4(2022)年度に実施した調査で、回答数は4,632協定(複数回 答)

資料:農林水產省「中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評 価書」(令和5(2023)年8月公表)を基に作成

注:令和4(2022)年度に実施した調査で、回答数は4,632協定(複 数回答)

図表4-6-7 廃止意向の集落協定における協定廃止の理由(上位10位まで)



資料:農林水産省「中山間地域等直接支払制度 第5期対策中間年評価書」(令和5(2023)年8月公表)を基に作成

注:令和4(2022)年度に実施した調査で、回答数は廃止意向の1,657協定(複数回答)

人口減少・高齢化の進行により、集落による共同活動の継続が困難になることが予想さ れる中、周辺の協定や多様な組織、非農業者等の参画を促進し、共同活動が継続できる体 制づくりを進めることが必要となっています。

(山村への移住・定住を定め、自立的発展を促す取組を推進)

振興山村」は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等に重要な役割を担っているものの、人口減少や高齢化等が他の地域より進んでいることから、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、地域の特性を活かした産業の育成による就業機会の創出、所得の向上を図ることが重要となっています。

農林水産省は、地域の活性化・自立的発展を促し、山村への移住・定住を進めるため、 地域資源を活かした商品の開発等に取り組む地区を支援しています。

(コラム) FAOやEUでは山地ラベル認証制度を展開

山地で暮らす人々が、生態系や天然資源を保全しつつ生計を営み続けられるように、農林漁業の 持続可能性を高めることが、国際社会の課題となっています。この課題に応えるために注目されて いるのが、「山地ラベル認証制度」です。

同制度は、山地で生産された農産物・食品に山地ラベルと呼ばれる認証ラベルを付して、消費者が識別できるようにする支援制度です。どの商品が山地で生産された産品なのかを消費者が見分けられるようにすることで、消費者が購買行動を通じて山地に住む人たちの生計や暮らしを応援することが可能となります。

FAO*に設置されている組織「山地パートナーシップ」では、平成28(2016)年からイタリアのスローフード協会と共同で、ボリビアやインド等の山地の生産者が生産した産品を「山地パートナーシップ産品」として認証しています。FAOのWebサイトによると、令和6(2024)年3月時点で8か国35生産団体、生産者数約1万8千人が生産する45産品が登録されています。

また、EUでは、山地で生産された農産物等に対して加盟各国が定める山地ラベルを付すことで、 消費者が積極的に選んで購入することを後押ししています。

山地で生産された農産物・食品を市場で差別化し、付加価値を高めることで、山地で暮らす人々 の所得の向上や農林漁業の維持・発展につながることが期待されています。

* 特集第2節を参照

山地パートナーシップ産品認証制度の概要

区分	内容		
認証団体	FAO 山地パートナーシップ/ スローフード協会(二者認証、		
	参加型認証)		
開始年	平成28(2016)年		
認証の対象	農産物、加工食品、工芸品		
認証産品数(品目)	45産品(蜂蜜、米、豆、ドライフルーツ、コーヒー、茶、		
	ハーブティ、ジャム、絹、毛糸、フェルト等)		
認証産品の生産国	8か国(ボリビア、インド、キルギス、モンゴル、ネパー		
	ル、パナマ、ペルー、フィリピン)		

資料:FAO資料及び関根佳恵(愛知学院大学)教授資料を基に農林水産省作成



山地パートナーシップ産品の例 資料: ©FAO/Mountain Partnership

(33道府県の55地域を「デジ活」中山間地域に登録)

人口減少・高齢化が進行し条件不利な中山間地域等は、一方で豊かな自然や魅力ある多彩な地域資源・文化等を有し、次の時代につなぐ価値ある拠点としての可能性を秘めてい

¹ 山村振興法に基づき指定された区域。令和6(2024)年4月時点で、全市町村数の約4割に当たる734市町村において指定

ます。「デジ活」中山間地域は、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら、社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域であり、令和4(2022)年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和5(2023)年12月改訂)におけるモデル地域ビジョンの一つとして位置付けられています。

「デジ活」中山間地域として登録された地域においては、農林水産業に関する取組を中心に、高齢者の見守り、買い物支援、地域交通等の様々な分野の取組が計画されています。令和5(2023)年度には、33道府県の55地域を「デジ活」中山間地域に登録し、農林水産省を始めとした関係府省が連携して、職員による現地訪問、施策紹介、申請相談、関連施策による優遇措置等により、その取組を支援しています。



「デジ活」中山間地域について URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/di gikatsu/index.html

(事例)「デジ活」中山間地域として、農用地の適切な保全等を推進(三重県)

三重県多気町では、「デジ活」中山間地域として、農用地保全 や資源の活用、子育て世代や高齢者サポートの充実等の活動を展 開しています。

同町の勢和地区では、人口減少やコロナ禍に伴う地域内のつながりの減少、離農、荒廃農地の増加等の課題に対応するため、令和4(2022)年に勢和農村RMO協議会を設立するとともに、同協議会を主体として獣害対策やスマート農業、生活支援サービス等の地域課題の解決や将来像の実現に向けた活動を展開しています。

このうち獣害対策については、マイクロフォンを活用しシカの動きを分析するとともに、罠に掛かるとカメラで撮影し、スマートフォンにアラートを届ける仕組みを構築しています。今後は、実証活動の対象範囲を拡充しながら、実装につなげることとしています。

また、スマート農業については、情報ネットワーク環境の構築、 遠隔監視カメラや遠隔自動水門の活用により、水田の水位管理、 洪水緩和等や作業時間の大幅な削減を図り、安全・安心な管理を 実現しています。今後は、ランニングコストの問題を解消して実 装につなげるとともに、効率的な維持管理や農用地の適切な保全 等を図ることを目指しています。

さらに、生活支援サービスについては、超小型モビリティの活用による見守りパトロールやデマンドタクシーの運営を行っています。

このような取組を踏まえ、同町は、令和5(2023)年6月に「デジ活」中山間地域に登録されたところであり、今後とも地域住民が協力し、地域資源やデジタル技術を活用しながら、自立型社会の実現に向けた取組を推進していくこととしています。





マイクロフォンによる シカの発生地点推定

資料:京都先端科学大学



超小型モビリティの活用による見回りパトロール

資料:勢和農村RMO協議会

(2) 荒廃農地の発生防止・解消に向けた対応

(圃場が未整備の農地や土地条件が悪い農地を中心に、 荒廃農地が発生)

荒廃農地の面積については、近年おおむね 横ばい傾向で推移しており、令和4(2022)年 は前年に比べ6千ha減少し25万3千haとなっ ています(**図表4-6-8**)。このうち再生利用が可 能な農地は9万ha、再生が困難と見込まれる 農地は16万3千haとなっています。

令和3(2021)年1月に実施した調査によると、荒廃農地の発生原因について、土地の条件に着目した要因としては、「山あいや谷地田など、自然条件が悪い」の割合が25%で最も高く、次いで「基盤整備がされていない」、「区画が不整形」、「接道がない、道幅が狭い」がそれぞれ16%となっています(図表4-6-9)。また、所有者に着目した要因としては、「高齢化、病気」の割合が30%で最も高く、次いで「労働力不足」が19%、「地域内に居住していない」が17%となっています。土地・所有者以外に着目した要因としては、「農業機械の更新ができない」が29%で最も多くなっています。このように、傾斜地や未整備地等の生産条

図表4-6-8 荒廃農地面積 再生利用が 再生利用が困難と うち再生利用 可能な荒廃農地 見込まれる荒廃農地 された面積 万ha 30 「28.0 28.4 28.2 26.0 25.3 20 18.8 19.2 19.2 16.9 16.3 10 9.2 9.1 9.0 9.0 0.8 1.3 0.8 1.0 1.1 2 Δ 平成30年 令和元 3

(2018) (2 資料:農林水産省作成

注:1) 令和3(2021)年調査より調査内容等の見直しを行ったことに伴い、特に再生利用が困難と見込まれる荒廃農地面積が減少したことから、令和3(2021)年調査以降の合計値は参考値としている。このため、令和2(2020)年以前の合計値との単純比較はできない。

(2020)

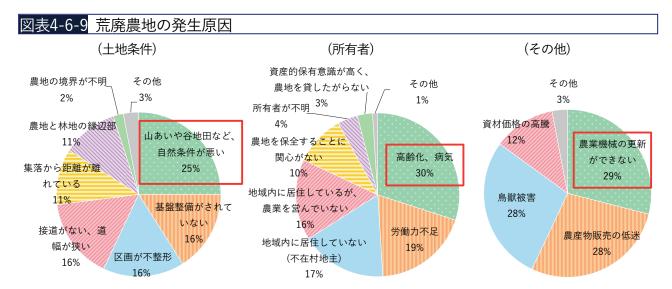
(2019)

(2021)

(2022)

2) 平成30(2018)~令和2(2020)年は各年11月30日時点の数値。 令和3(2021)年は令和4(2022)年3月30日時点の数値。令和 4(2022)年は令和5(2023)年3月末時点の数値

件の不利な地域において、農業者の高齢化や労働力不足等を背景に、農業機械の更新等を 契機として、離農を選択している状況がうかがわれます。さらに、離農後の農地について も、条件が悪いこと等を理由に引受け手が見つからず、荒廃農地の発生につながっている ケースが多いことがうかがわれます。



資料:農林水産省「荒廃農地対策に関する実態調査」を基に作成

注:令和3(2021)年1月に実施した全市町村を対象とした調査で、回収率は96%

(荒廃農地の発生防止と解消に向けた取組を推進)

荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、まずはその発生を防止することが重要です。このため、農林水産省では、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での協議により目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」の策定を推進し、農地の適切な利用の確保を図っていくこととしています。あわせて、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化により、農地の効率的・総合的な利用を図ることとしています。また、荒廃のおそれのある農地は、区画が不整形、狭小、排水不良等のため、農地の条件が悪く、借り手が見つからない場合が多いことから、基盤整備により生産性向上を図るほか、水田の畑地化・汎用化による高収益作物の導入等により、適地適作を進めていくことも有効です。さらに、日本型直接支払制度による営農の下支え、スマート農業技術の活用、鳥獣被害対策の推進に加え、あらゆる政策努力を払ってもなお従来の農業生産活動が困難な場合にあっては、粗放的な利用による農地の維持・保全等に総合的に取り組むこととしています。

(事例) 移住者等を巻き込み荒廃農地の粗放的利用を展開(富山県)

富山県立山町の釜ヶ渕地区は、整備済の優良農地を集積するとともに、新規就農者の受入れや支援体制等を構築し、管理負担の大きい荒廃農地を粗放的に利用することにより、地域の活性化を図っています。

同地区では、住宅が集まる中心部に未整備の農地が残っており、 作付効率が悪いことから草刈り等の保全管理のみが行われている 農地も多く、近年では農地所有者の高齢化に伴う荒廃化が懸念され ています。また、山際の農地では、イノシシやサル等による獣害の 対策に苦慮していました。

このため、同町では、地域ぐるみの話合いにより、農地を「生産 性向上エリア」と「粗放的管理エリア」に区分けした地域の将来像 を作成しました。

生産性向上エリアでは、条件の良い農地を新規就農者や担い手に 集積するため、同町の仲介や地元農業者同士の協力による利用調整、農地の集約化が進められました。また、粗放的管理エリアでは、 牧場やゲストハウスの経営を行う農業者や地域おこし協力隊等の 移住者により、馬等の放牧や養蜂の利用、カモミール等の省力作物 の作付けといった粗放的利用のための取組が進められました。

このような取組の結果、荒廃農地の発生が防止されたほか、地域 の活性化に向けた機運が高まり、農泊の実証や各種交流イベントの 実施等の取組にもつながっています。

同地区では、これらの取組が今後とも一体的に推進されるよう、 令和5(2023)年度から地域計画の策定を進めているところであり、 引き続き地域ぐるみの話合いを進め、荒廃農地の発生防止・有効活 用、低コスト管理に取り組むこととしています。





地域ぐるみの話合い 資料: 富山県立山町



作付けされたカモミール 資料: 富山県立山町

一方、耕作放棄された荒廃農地については、できる限り早期に解消することが重要であることから、農業委員会による所有者への利用の働き掛けにより荒廃農地の解消に取り組

むとともに、これらの取組による荒廃農地の解消事例を広く周知しています。これらの結果、令和4(2022)年度に再生利用された荒廃農地面積は1万1千haとなりました。

(3) 多様な機能を有する都市農業の推進

(市街化区域の農業産出額は全国の約1割)

都市農業は、都市という消費地に近接する特徴から、新鮮な農産物の供給に加えて、農業体験・学習の場や災害時の避難場所の提供、都市住民の生活への安らぎの提供等の多様な機能を有しています。

都市農業が主に行われている市街化区域内の農地の面積は、我が国の農地面積全体の1%である一方、農業経営体数と農業産出額ではそれぞれ全体の12%と7%を占めており、消費地に近いという条件を活かした、野菜を中心とした農業が展開されています(図表4-6-10)。

農林水産省では、都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援することにより、多様な機能を有する都市農業の振興に向けた取組を推進しています。



都市住民でにぎわう農業体験農園(東京都) 資料:特定非営利活動法人全国農業体験農園協会

図表4-6-10 都市農業の主要指標

	農業経営体数 (万経営体)	J	農地面積 (万ha)	農業産出額 (億円)
全国	107.6	429.7		90,147
市街化区域			5.8(1.3%)	
(割合)	13.3		うち生産緑地	5,898
	(12.4%)		1.2(0.3%)	(6.5%)

資料:農林水産省作成

注:1) 全国の農業経営体数は、農林水産省「2020年農林業センサス」の数値

- 2) 全国の農地面積は、農林水産省「令和5年耕地及び作付面積統計」の数値
- 3) 全国の農業産出額は、農林水産省「令和4年生産農業所得統計」の数値
- 4) 市街化区域の農業経営体数は、東京都及び一般社団法人全国農業会議所から提供を受けたデータを基に農林水産省が推計した数値
- 5) 市街化区域の農地面積は、総務省「令和4年度固定資産の価格等の概要調書」の数値
- 6) 生産緑地地区の面積は、国土交通省「令和4年都市計画現況調査」の数値
- 7) 市街化区域の農業産出額は、東京都及び一般社団法人全国農業会議所から提供を受けたデータを基に農林水産省が推計した数値

(都市農地貸借法に基づき賃貸された農地面積は拡大傾向)

生産緑地制度¹は、良好な都市環境の形成を図るため、市街化区域内の農地の計画的な保全を図るものです。市街化区域内の農地面積が一貫して減少する中、生産緑地地区²の面積はほぼ横ばいで推移しており、令和4(2022)年の同面積は前年並みの1万2千haとなってい

¹ 三大都市圏特定市における市街化区域農地は宅地並に課税されるのに対し、生産緑地に指定された農地は軽減措置が講じられる。

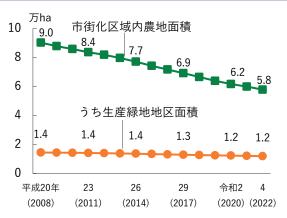
² 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地

ます(図表4-6-11)。

また、都市農業の振興を図るため、意欲ある農業者による耕作や市民農園の開設等による都市農地の有効活用を促進しています。農地所有者が、意欲ある農業者等に安心して農地を貸付けすることができるよう、都市農地貸借法」に基づき貸借が認定・承認された農地面積については、令和4(2022)年度は前年度に比べ23万8千㎡増加し101万3千㎡となりました(図表4-6-12)。

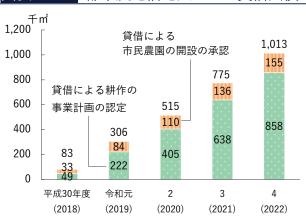
農林水産省では、都市農地貸借法の仕組みの現場での円滑かつ適切な活用を通じ、貸借による都市農地の有効活用を図ることとしています。

図表4-6-11 市街化区域内農地面積



資料:総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画 現況調査」を基に農林水産省作成

図表4-6-12 都市農地借地法による賃借面積



資料:農林水産省作成 注:各年度末時点の数値



都市農業について

URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/t_kuwashiku.html

¹ 正式名称は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」





第7節

鳥獣被害対策とジビエ利活用の促進

野生鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因になるなど、農山村に深刻な影響を及ぼしています。このため、地域の状況に応じた鳥獣被害対策を進めるとともに、マイナスの存在であった有害鳥獣をプラスの存在に変えていくジビエ利活用の取組を拡大していくことが重要です。

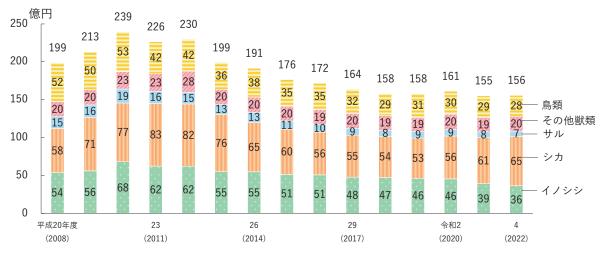
本節では、鳥獣被害対策やジビエ利活用の取組について紹介します。

(1) 鳥獣被害対策等の推進

(野生鳥獣による農作物被害額は前年度に比べ増加)

シカやイノシシ、サル等の野生鳥獣による農作物被害額は、平成22(2010)年度の239億円をピークに減少傾向で推移しています。令和4(2022)年度は、捕獲強化の取組等によりイノシシ等による被害額が減少したものの、生息域や生息頭数が増加しているシカの被害額が増加したこと等から、前年度に比べ5千万円増加し156億円となりました(図表4-7-1)。鳥獣種類別に見ると、シカによる被害額が65億円で最も多く、次いでイノシシが36億円、鳥類が28億円となっています。

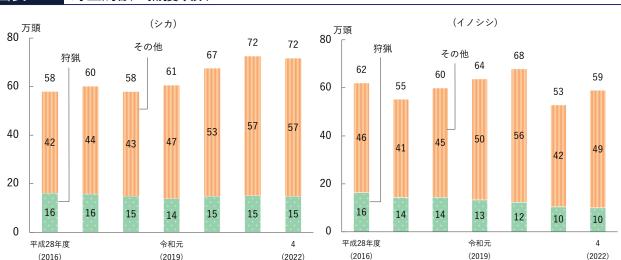
図表4-7-1 野生鳥獣による農作物被害額



資料:農林水産省作成

野生鳥獣の捕獲頭数については、令和4(2022)年度はシカが前年度に比べ8千頭減少し72万頭となっています(**図表4-7-2**)。一方、イノシシの捕獲頭数は前年度に比べ6万頭増加し59万頭となっています。

全国各地で鳥獣被害対策が進められている一方、野生鳥獣の生息域の拡大や過疎化・高齢化による荒廃農地の増加等を背景として、鳥獣被害は継続的に発生しており、また、離農の要因ともなっていることから、更なる捕獲対策の強化を図っていく必要があります。



図表4-7-2 野生鳥獣の捕獲頭数

資料:環境省資料を基に農林水産省作成

注:1) 令和2(2020)~4(2022)年度は速報値

2) 「その他」は、環境大臣、都道府県知事、市町村長による鳥獣捕獲許可の中の「被害の防止」、「第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業」による捕獲数

(鳥獣の捕獲強化等に向けた取組を推進)

鳥獣被害の防止に向けては、鳥獣の捕獲による個体数管理、柵の設置等の侵入防止対策、藪の刈払い等による生息環境管理を地域ぐるみで実施することが重要です。このため、鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村による被害防止計画の作成や鳥獣被害対策実施隊の設置・体制強化を推進するとともに、市町村が作成する被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、侵入防止柵の設置、鳥獣の捕獲・追払いや、緩衝帯の整備を推進しています。

令和5(2023)年4月末時点で、1,517市町村が被害防止計画を策定し、このうち1,246市町村が鳥獣被害対策実施隊を設置しているほか、その隊員数は4万2千人となっています。

一方、農林水産省は、環境省と連携し、農林業や生態系等に深刻な被害を及ぼしているシカ、イノシシについて、生息頭数を平成23(2011)年度比で令和5(2023)年度末までに半減させることを目標として、全国で捕獲強化に取り組んできました。両獣種とも減少傾向にあるものの、シカは減少ペースが遅く目標達成が困難な状況にあるため、更なる捕獲強化を図り、令和10(2028)年度までに半減を目指すこととしています。

また、シカの生息頭数が増えている地域等を対象に早急にシカの生息頭数を大きく減らすための捕獲対策を総合的に支援するとともに、シカの生息域の拡大といった周辺環境の変化等に対応するよう、広域的な侵入防止柵の整備を支援しています。

さらに、シカやイノシシ等は、都府県や市町村をまたいで移動するため、広域的な捕獲が重要となっています。このため、複数の市町村や都府県にまたがる広域的な範囲において、市町村からの要請を受けた都道府県が生息状況調査や捕獲活動、広域捕獲を担う人材の育成を行っています。

くわえて、高齢化が進む捕獲人材の育成・確保に向けて、現場での見学・体験を内容と するセミナーの開催を支援しているほか、狩猟免許取得時の研修・講習や狩猟免許取得後

¹ 正式名称は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」

の経験の浅い者を対象としたOJT研修等の実施を支援しています。

(事例) ICT機器や複合柵等を活用した鳥獣被害対策を推進(宮城県)

宮城県七ヶ宿町の七ヶ宿町農作物有害島、獣対策協議会では、ICTを活用したデータに基づく被害防止活動や、援農ボランティアの協力を得た侵入防止柵の設置を展開しています。

同協議会は、ニホンザルやイノシシ等による農作物被害が継続的に発生し、農業生産活動の重大な阻害要因となっている中、平成20(2008)年度に、同町を中心に、農協や農業改良普及センター、猟友会等を構成員として設立されました。同協議会では、地域の高齢化や担い手不足のため、捕獲や被害防止、環境整備に係る対策を工夫して実施しています。

「オリワナシステム」やセンサーカメラ、GPS機器等のICT機器を活用し、捕獲、追払い活動を行うとともに、被害農地の発生状況や捕獲罠・侵入防止柵の設置状況等の地図化、見回り活動の省力化等の取組を進めています。

また、同協議会では、緩衝帯の設置等の生息環境管理を行いながら、町内ほぼ全ての農地に電気柵とワイヤーメッシュ柵の複合柵を設置しています。町外からの援農ボランティアの協力を得て、設置を進めた結果、平成29(2017)年度から令和4(2022)年度までの侵入防止柵の総距離は約74kmとなっており、平成29(2017)年度の約5倍に拡大しています。

これらの取組により、取組開始時に比べ農作物被害額は減少 傾向にあります。

同協議会では、県からの支援を受け、鳥獣被害対策分野での DX計画書を作成している同町とも連携しつつ、今後とも地域外 の人々の協力も得ながら、関係者が一体となって農作物等の被 害防止対策を推進していくこととしています。





ICTを利用した捕獲罠

資料:宮城県七ヶ宿町



援農ボランティアの協力による侵入防止柵の設置

資料:宮城県七ヶ宿町

(クマ類における被害防止等に向けた対策)

クマ類による農作物被害額は、近年横ばい傾向で推移しています。一方、東北地方では、令和5(2023)年度はブナ科堅果類の結実状況等により、クマ類の市街地周辺への出没やクマ類による人身事故が増加しました。このため、農林水産省では、農業現場におけるクマ類の出没による人身被害、農作物被害等の防止に向けた注意喚起を行っています。

また、クマ類への対策としては、クマ類を農地に近づけないための、餌となる柿や栗の 実の処分のほか、電気柵の整備や農地周辺での捕獲等の取組を推進しています。

(2) ジビエ利活用の拡大

(ジビエ利用量は前年度に比べ減少)

食材となる野生鳥獣肉のことをフランス語でジビエ(gibier)と言います。我が国では、シカやイノシシによる農作物被害が大きな問題となる中、これらの捕獲が進められるとともに、ジビエとしての利用も全国的に広まっています。害獣とされてきた野生動物も、ジビエとして有効利用されることで食文化をより豊かにしてくれる味わい深い食材、あるいは

農山村地域を活性化させ、農村の所得を生み出す地域資源となります。捕獲個体を無駄なく活用することにより、外食や小売、学校給食、ペットフード等の様々な分野においてジビエ利用の取組が広がっています。令和4(2022)年度のジビエ利用量は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け需要が伸び悩んだこと等から、前年度に比べ2.0%減少し2,085tとなりました(図表4-7-3)。

一方、ペットフード向けは、ジビエ利用量の約3割を占める664tまで増加しており、動物園では肉食獣の餌に利用されるなど、新たな試みも見られています。

図表4-7-3 ジビエ利用量 2,500 2,127 2,008 2.085 1,887 2,000 1,810 147 89_ 103 — その他 113 136 664 ペットフード 513 656 374 1.500 489 1,000 1,392 1,400 1,324 1,332 1.185 500 0 令和 平成 30年度 元 2 (2018)(2019)(2020)(2021)(2022)

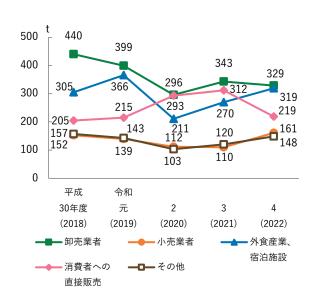
資料:農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成 注:「その他」は、自家消費向け食肉、解体処理のみを請け負って依頼者へ渡した食肉

(外食産業・宿泊施設や小売業者向けのジビエ販売数量が増加)

食肉処理施設からの販売先別のジビエ販売数量については、令和4(2022)年度は消費者への直接販売が減少に転じた一方、外食産業・宿泊施設や小売業者向けの販売数量が前年度に比べ増加しました(図表4-7-4)。

ジビエの利用拡大に当たっては、より安全なジビエの提供と消費者のジビエに対する安心の確保を図ることが必要です。このため、農林水産省では、国産ジビエ認証制度に基づき、厚生労働省のガイドラインに基づく衛生管理の遵守やトレーサビリティの確保に取り組むジビエの食肉処理施設を認証しています。令和5(2023)年度末時点の認証施設数は31施設となっており、認証施設で処理されたジビエが大手外食事業者等によって加工・販売され、ジビエ利用量の拡大につながる事例も見られています。

図表4-7-4 食肉処理施設からの販売先別の ジビエ販売数量



資料:農林水産省「野生鳥獣資源利用実態調査」を基に作成 注:「その他」は、加工品製造業者、学校給食等 農林水産省では、捕獲個体の食肉処理施設への搬入促進や需要 喚起のためのプロモーション等に取り組んでおり、ポータルサイト「ジビエト」では、ジビエを提供している飲食店等の情報を掲載しています。また、令和5(2023)年11月から令和6(2024)年2月において、全国ジビエフェアを開催し、特設Webサイトにてジビエメニューを提供する全国の飲食店等を紹介しました。



ジビエト

URL: https://gibierto.jp/about/

(事例) ジビエの利活用を通じ、山の価値を高める取組を展開(京都府)

京都府宮津市の上世屋獣肉店は、新たな地域資源としてのジビエを有効活用し、捕獲から食肉加工に至るまで徹底した品質・衛生管理を行うとともに、ジビエの提供を通じ、山の価値を高める取組を展開しています。

同店は、平成30(2018)年2月にジビエの処理加工施設を設置後、農林水産省の支援事業を活用して施設を改修し、令和4(2022)年3月に国産ジビエ認証施設として認証されました。同施設を活用し、捕獲現場での処理から精肉までを一貫して行うことで、豊かな山々で育まれたシカを高品質なジビエとして商品化しており、令和5(2023)年度は約300頭のシカを処理加工しています。

また、同店では、開業計画時から小規模施設での安定運営を目指 し事業を計画していたこともあり、小規模の強みを活かし、衛生面 の向上や高品質化を追求しています。また、地域の狩猟者と連携を 図り、施設側が捕獲現場まで出向くことで、高齢化する狩猟者の負 担軽減と肉質向上にも寄与しています。

さらに、同店では、過疎化の進む山間地に移住した若手醸造家や 工芸作家等と連携し、地域ブランドの一つとして商品を展開してい ます。集落住民と連携し、地域の野生鳥獣被害の低減とともに、新 たな移住者確保のための雇用の場づくりにも注力しています。

今後は、高品質なペットフードの開発を進め、未利用部位の有効活用を図るとともに、小規模施設ならではの利点を活かした丁寧で小回りの利くジビエの生産等を行うことで、農山村が抱える様々な課題の解決や、持続的な集落づくりに寄与していくこととしています。





国産ジビエ認証施設として 認証された上世屋獣肉店

資料: 上世屋獣肉店



地域ブランドとして展開する商品 資料:上世屋獣肉店

(ジビエハンター育成研修制度等の新たな取組を開始)

有害鳥獣を捕獲しても、捕獲の方法によってはジビエに適さないため、捨てられてしまうケースもあることから、そのような個体を減らすことが必要です。このため、農林水産省では、ハンターがジビエに適した捕獲方法等の知識を学べるジビエハンター育成研修制度を令和5(2023)年度から開始しました。

また、近年ペットフードへの利用も注目される中、ペットフード原材料としてのジビエについても安全の確保が必要となっています。このため、農林水産省では、モデルとすべきジビエペットフード原料の衛生的処理加工方法等を整理したマニュアルを令和5(2023)年3月に作成し、処理施設等に周知しています。